

## 防府市緊急告知防災ラジオ等の無償貸与に関する要綱

令和6年7月10日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において適切な防災情報を確実に伝達するため、同報系防災行政無線放送（以下「防災無線放送」という。）と連動したFMラジオ放送（77.3MHz）及びケーブルテレビを利用した緊急告知放送を受信することができる防府市緊急告知防災ラジオ並びに接続機器類（以下「防災ラジオ等」という。）を無償貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においての用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 防府市緊急告知防災ラジオ 防府市の防災無線放送と連動した緊急告知放送の自動強制受信機能を備えたラジオをいう。
- (2) 接続機器類 防府市緊急告知防災ラジオに付属するアンテナとは別に、受信状況の改善のため、端子を介して防府市緊急告知防災ラジオへ接続するアンテナ及びケーブルテレビと接続する機器類（分配器、同軸ケーブル及びラジオ接続ケーブル）をいう。

(貸与条件)

第3条 次に掲げる各号のいずれにも該当する場合に、防府市緊急告知防災ラジオを1世帯につき1組無償で貸与するものとする。また接続機器類については、本市が必要と認める場合においてのみ、防府市緊急告知防災ラジオと併せて1組無償で貸与することとする。ただし、防災ラジオ等の貸与に係る費用の内、電気料金及び乾電池の交換に要する費用については、被貸与者の負担とする。

- (1) 防災ラジオ等の貸与を受けようとする日の属する年度の4月1日時点において、本市の土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。）または、津波災害警戒区域等（津波防災地域づく

りに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項に規定する津波災害警戒区域及び同法第 72 条第 1 項に規定する津波災害特別警戒区域をいう。）に住所を有する世帯であること。

(2) 防府市緊急告知防災ラジオ等の配布に関する要綱第 5 条第 1 項により防災ラジオ等の配布を受けていない世帯であること。

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認める場合には、防府市緊急告知防災ラジオを 1 世帯につき、1 組無償で貸与することができる。

(貸与品の受領)

第 4 条 防災ラジオ等の貸与を受けようとする場合には、防災ラジオ等貸与申込書（第 1 号様式）を市に提出するものとする。

(被貸与者の義務)

第 5 条 被貸与者は、次の事項を厳守すること。

(1) 貸与を受けた防災ラジオ等は、被貸与者においてこの保全に留意し、原形を改変してはならない。

(2) 貸与を受けた防災ラジオ等が、故障・破損等で使用に耐えられなくなったとき、または貸与を受けた防災ラジオ等を紛失したときは、直ちに防災危機管理課長に報告し、指示を受けなければならない。

(3) 貸与を受けた防災ラジオ等を第三者に譲渡し、転貸し、交換し、または担保に供してはならない。

(管理担当)

第 6 条 防災ラジオ等の貸与に関する一切の管理は、防災危機管理課長がこれを行う。

(貸与台帳)

第 7 条 防災危機管理課長は、防災ラジオ等の貸与に関する諸事項を記入した防災ラジオ等貸与台帳（第 2 号様式）を整備しておかなければならない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、防災ラジオ等の貸与について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 0 日から施行する。

第 1 号様式

防府市緊急告知防災ラジオ等貸与申込書

1 貸与の内容

防府市緊急告知防災ラジオ一式

2 その他

防府市緊急告知防災ラジオ等の貸与を受けたいので、防府市緊急告知防災ラジオ等の無償貸与に関する要綱第 4 条に基づき、申込みます。

年 月 日

防府市長宛

住 所

世帯主氏名

